

議第90号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 7 月 22 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第21条各号列記以外の部分中「合計所得金額」の右に「（法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）」を加え、同条第1号アの表（6）の項中「（法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この表において同じ。）」を削り、同表（8）の項中「控除対象扶養親族をいう。以下この表」の右に「ならびに第23条の3の2第2項第2号および第3号」を加える。

第21条の2第2項中「（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第23条の3の2第2項を次のように改める。

2 次に掲げる者は、法第317条の3の3の規定に基づく市町民税に係る扶養親族等申告書と併せて法第45条の3の3の規定に基づく県民税に係る扶養親族等申告書を、同条に規定する公的年金等支払者を経由して、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。

（1）所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（2）法の施行地において所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける法第24条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号において同じ。）（退職手当等（第27条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有す

る者に限る。) または扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。) もしくは法第34条第1項第12号に規定する特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。) を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。) の支払を受ける法第24条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において施行令第8条の2の3に規定する金額に満たない者を除く。) であつて、障害者、寡婦もしくはひとり親に該当する者または特定配偶者もしくは扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族に限る。) もしくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。) を有する者

第38条の16第1項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和30年法律第37号)」を「同法」に改める。

第38条の16の3の見出し中「特定プラットフォーム事業者」を「第1種プラットフォーム事業者」に改め、同条中「消費税法第2条第1項第4号の2に規定する国外事業者が国内において行う同項第8号の3に規定する電気通信利用役務の提供(同項第8号の4に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。)」を「消費税法第15条の2第1項に規定する電気通信利用役務の提供」に、「同法第15条の2第1項」を「同項」に改め、「デジタルプラットフォーム」の右に「(次条において「デジタルプラットフォーム」という。)」を加え、「特定プラットフォーム事業者(以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。)」を「第1種プラットフォーム事業者」に、「当該特定プラットフォーム事業者」を「当該第1種プラットフォーム事業者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(第2種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの節の規定の適用)

第38条の16の4 消費税法第15条の3第1項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第2種プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、当該第2種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

第39条の2第1項中「限る。)」の右に「(次に掲げる住宅(当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第1号アからオまでに掲げる区域外または都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域(第2号において「市街化調整区域」という。)のうち第2号アもしくはイに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。第39条の12第1項において「特定区域内住宅」という。)の新築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。))を除く。)」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者または当該所有者の2親等以内の親族が居住の用に供し、または供していた住宅でその居住の用に供し、または供していた期間として施行令第37条の18第1項に規定する期間が5年以上であるもののうち同条第2項に規定するものの建替えにより新築された住宅を除く。）

ア 建築基準法第39条第1項の災害危険区域で施行規則第7条の6第1項に規定するもの

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域

(2) 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がアに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅および農業、林業または漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域

イ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域で施行規則第7条の6第3項に規定するもの

第39条の2第11項中「第118条の25の3第3項」を「第118条の25の2第3項」に、「適用される」を「適用する」に改め、同条第12項第1号中「第91条第4項」を「第91条第3項」に改め、同項第2号中「第111条」を「第111条第3項」に改める。

第39条の12第1項中「住宅（」の右に「特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

第65条第1項中「第6号」を「第5号」に改め、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同条第2項および第3項中「第6号」を「第5号」に改める。

第72条中「総務省令で定める」を「施行規則第9条に規定する」に改める。

第73条第1項中「総務省令で定める」を「施行規則第9条の2に規定する」に改める。

付則第4条の3第1項および付則第4条の4第1項中「第3項第1号」を「第3項第2号」に改める。

付則第4条の5中「から令和9年度まで」を「以後」に改め、「支払った場合」の右に「（同条第1項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払った場合に限る。）」を加える。

付則第5条の4第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「平成21年から令和7年」を「平成21年から令和12年」に改め、同項第1号中「第5項までもしくは第10項から第21項まで」を「第18項まで」に改め、「（平成19年または平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入

金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)」を削り、同条第3項中「同条第16項」を「同条第12項」に改める。

付則第5条の5中「または付則第14条の4第1項の規定の適用を受けるとき」を「、付則第14条の3の6第1項または付則第14条の4第1項の規定の適用を受けるとき」に改め、「（当該金額が当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

付則第5条の5第5号中「または」を「、付則第14条の3の6第1項または」に改める。

付則第5条の6中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての第21条の2および前条の規定の適用については、当分の間、第21条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

付則第7条中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.95分の5.05」と、「80分の10」とあるのは「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」とあるのは「56.67分の33.33」とする。

付則第8条第6項中「第25条に規定する認定事業」の右に「（その事業区域の全部または一部が同法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にあるものにあつては、施行令附則第7条第11項に規定する要件を満たすものに限る。）」を加え、「平成27年4月1日」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日」に改め、同条第7項中「の新築を」を「（第39条の2第1項に規定する特定区域内住宅を除く。）の新築を令和11年4月1日から」に改め、「まで」の右に「の間」を、「当該取得が」の右に「令和11年

4月1日から」を加え、同条第13項中「同条第13項」を「同条第17項」に改め、同条第16項中「うち政令で定める」を「うち施行令附則第7条第25項に規定する」に、「で政令で定める」を「で同条第26項に規定する」に改める。

付則第10条の3第1項中「総務省令で定めるものをいう。次項第2号」を「施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次項第2号」に、「メタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定める」を「メタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第2項に規定する」に、「総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定める」を「施行規則附則第5条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定する」に、「その他の総務省令で定める」を「その他の施行規則附則第5条第4項に規定する」に、「資するもので総務省令で定める」を「資するもので施行規則附則第5条第5項に規定する」に改め、同項第1号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第5条第6項に規定する」に改め、同条第2項第2号中「」で総務省令で定める」を「」で施行規則附則第5条の2第1項に規定する」に、「同条第1項」を「同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるもの（」を「施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの（」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第3項に規定する」に改め、同条第3項第1号中「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1」を「施行規則附則第5条の2第4項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1」に、「同項」を「同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1」を「施行規則附則第5条の2第5項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1」に、「勘案して総務省令で定める」を「勘案して施行規則附則第5条の2第6項に規定する」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第7項に規定する」に改め、同項第2号中「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1」を「施行規則附則第5条の2第8項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1」に、「同項」を「同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1」を「施行規則附則第5条の2第9項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第10項に規定する」に改め、同項第3号中「総務省令で定めるものまたは同項」を「施行規則附則第5条の2第11項に規定するものまたは同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるものに」を「施行規則附則第5条の2第12項に規定するものに」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第13項に規定する」に改める。

付則第10条の3の2第1項および第2項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第5条の2の2に規定する」に改める。

付則第10条の3の3第1項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第5条の2の3に規定する」に改める。

付則第11条の2第1項中「第3項第1号」を「第3項第3号」に改め、同条第3項第4号を同項第6号とし、同項第3号中「、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第33条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額」と」を削り、同号を同項第5号と

し、同項中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第33条の2第3項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

(2) 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第8条の4第3項第2号の規定により適用されるところによる。

付則第11条の2第4項中「場合には」の右に「、付則第4条の2の2第1項第3号」を加え、「これらの規定」を「付則第4条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第33条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

付則第11条の2の2第1項中「付則第14条の3の3および」を「付則第14条の3の4および」に、「付則第14条の3の4第1項」を「付則第14条の3の5第1項」に、「付則第14条の3の3第3項」を「付則第14条の3の4第3項」に改め、同条第2項中「おける」の右に「第17条第1項第6号および」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同条を付則第11条の2の3とし、付則第11条の2の次に次の1条を加える。

(非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第11条の2の2 租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この項、付則第14条の3の2および付則第14条の3の3第1項において「非課税口座」という。）および同法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項、付則第14条の3の2第3項および付則第14条の3の3第1項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第37条の14第4項第1号に規定する基準年（付則第14条の3の2第3項および付則第14条の3の3第1項において「基準年」という。）の前年12月31日までに当該非課税口座または特定課税未成年者口座につき同法第37条の14第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項、付則第14条の3の2第3項および付則第14条の3の3第1項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第9条の8第1項第3号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第9条の8第2項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第17条第1項第6号および第36条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

付則第12条第1項第1号中「第3項第2号」を「第3項第3号」に改め、同条第3項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならび

に法附則第33条の3第5項の規定による市町民税の所得割の額」とを削り、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第33条の3第3項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

付則第12条第4項中「場合には」の右に「、付則第4条の2の2第1項第3号」を加え、「これらの規定」を「付則第4条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第33条の3第5項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

付則第13条第1項中「第3項第2号」を「第3項第3号」に改め、同条第3項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第34条第4項の規定による市町民税の所得割の額」とを削り、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第34条第3項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

付則第13条第4項中「場合には」の右に「、付則第4条の2の2第1項第3号」を加え、「これらの規定」を「付則第4条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第34条第4項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

付則第13条の2第2項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域または特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項または第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡または確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第14条第1項中「第4項第2号」を「第4項第3号」に改め、同条第4項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条第5項の規定による市町民税の所得割の額」とを削り、同号を同項第5号とし、同項

中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第35条第4項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

付則第14条第5項中「場合には」の右に「、付則第4条の2の2第1項第3号」を加え、「これらの規定」を「付則第4条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条第5項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

付則第14条の2第1項中「第3項第2号」を「第3項第3号」に改め、同条第3項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条の2第6項の規定による市町民税の所得割の額」と」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第35条の2第4項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

付則第14条の2第4項中「場合には」の右に「、付則第4条の2の2第1項第3号」を加え、「これらの規定」を「付則第4条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

付則第14条の2の2第1項中「前条第3項第2号」を「前条第3項第3号」に改め、同条第2項中「付則第14条の3の3」を「付則第14条の3の4」に改める。

付則第14条の2の3第2項中「付則第14条の3の3」を「付則第14条の3の4」に改める。

付則第14条の3の2第1項中「同法第37条の14第5項第1号に規定する」および「（以下この条において「非課税口座」という。）」を削り、「定める」を「規定する」に改め、同条第2項中「含む。以下この項」の右に「および次項第4号」を、「金額（以下この項」の右に「および次項」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 非課税口座および特定課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座または特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の2第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定するところにより、第1号から第3号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

- (1) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得または雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
 - (2) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管または非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該県民税の所得割の納税義務者への返還（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の13第32項に規定する事由による移管または返還を除く。以下この号および第4号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管または返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
 - (3) 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等および契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
 - (4) 第2号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管または返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管または返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。
 - (5) 第3号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の14第5項第6号ホ(2)に規定する譲渡または贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。
- 4 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

付則第14条の3の4を付則第14条の3の5とし、同条の次に次の2条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第14条の3の6 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2

第1項に規定する事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得および雑所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額として施行令附則第18条の6の4第1項に規定するところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第3号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第35条の3の6第2項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。
- (2) 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第38条の2第2項第2号の規定により適用されるところによる。
- (3) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項および付則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第14条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。
- (5) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額ならびに付則第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項第2

号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。

- 3 法附則第35条の3の6第4項の規定の適用がある場合には、付則第4条の2の2第1項第3号の規定の適用については、同号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第35条の3の6第4項の規定による市町民税の所得割の額」とする。

(特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除)

第14条の3の7 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書（法附則第35条の3の7第4項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の6の5第1項に規定するところにより、当該納税義務者の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

- 2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第38条の2第1項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の6の5第2項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の6の5第3項に規定するところにより計算した金額をいう。

- 3 第1項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

- 4 前3項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第18条の6の5第6項および第8項に規定するところによる。

付則第14条の3の3第3項第2号中「（昭和32年政令第43号）第25条の13の8第8項」を「第25条の13の8第9項」に改め、同条を付則第14条の3の4とし、付則第14条の3の2の次に次の1条を加える。

(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の3の3 非課税口座および特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座または特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第37条の14第8項の規定の適用があつたときは、同項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額を第36条の15に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第17条第1項第7号、第36条の18第1項および第2項ならびに第36条の19第1項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この号および第36条の18第1項において「非課税口座」という。）および同法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同法第37条の14第6項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止（第36条の18第1項および第2項において「非課税口座の廃止」という。）の日」と、第36条の18第1項中「選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第1項に規定する金融商品取引業者等」と、同条第2項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「非課税口座の廃止の際」と、第36条の19第1項中「年の翌年の1月10日（施行令第9条の20第1項各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める日）」とあるのは「月の翌月10日」と、「法第71条の51第2項」とあるのは「法附則第35条の3の3第2項の規定により読み替えて適用される法第71条の51第2項」とする。

付則第14条の4第1項中「次項第2号」を「次項第3号」に改め、同条第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条の4第4項の規定による市町民税の所得割の額」とを削り、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第35条の4第2項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

付則第14条の4第3項中「場合には」の右に「、付則第4条の2の2第1項第3号」を加え、「これらの規定」を「付則第4条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条の4第4項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

付則第14条の4の2第2項中「とは、当該」を「とは、同項に規定する」に改め、同条第4項中「第15項に定める」を「第8項に規定する」に改める。

付則第21条第1項の表第1項第1号の項中「第5項までもしくは第10項から第21項までもしくは第41条の2」を「第18項までもしくは第41条の2」に改める。

付則第22条第3項中「政令で定める」を「施行令附則第31条第3項に規定する」に改め、同条第4項中「政令で定める」を「施行令附則第31条第4項に規定する」に改め、同条第5項中「政令で定める」を「施行令附則第31条第5項に規定する」に改める。

付則第25条中「政令で定める」を「施行令附則第32条第1項に規定する」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第21条の2第2項および第23条の3の2第2項の改正規定ならびに付則第4条の5ならびに第5条の4第1項および第3項の改正規定、付則第5条の5の改正規定（第7号に掲げる改正規定を除く。）、付則第11条の2の2の改正規定、同条を付則第11条の2の3とし、付則第11条の2の次に1条を加える改正規定、付則第14条の2の2第2項、第14条の2の3第2項および第14条の3の2の改正規定、付則第14条の3の4を付則第14条の3の5とする改正規定、付則第14条の3の3を付則第14条の3の4とし、付則第14条の3の2の次に1条を加える改正規定ならびに付則第21条第1項の表第1項第1号の項の改正規定ならびに付則第3項から第5項までの規定 令和9年1月1日
 - (2) 付則第5条の6、第7条および第13条の2の改正規定ならびに付則第7項および第8項の規定 令和10年1月1日
 - (3) 第38条の16第1項の改正規定、第38条の16の3（見出しを含む。）の改正規定および同条の次に1条を加える改正規定ならびに付則第10項の規定 令和10年4月1日
 - (4) 第39条の2第1項および第39条の12第1項の改正規定ならびに付則第8条第7項の改正規定ならびに付則第12項、第13項および第15項の規定 令和11年4月1日
 - (5) 付則第8条第6項および第13項の改正規定ならびに付則第14項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日
 - (6) 第39条の2第11項および第12項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
 - (7) 付則第5条の5の改正規定（「または付則第14条の4第1項の規定の適用を受けるとき」を「、付則第14条の3の6第1項または付則第14条の4第1項の規定の適用を受けるとき」に改める部分および同条第5号に係る部分に限る。）および付則第14条の3の4を付則第14条の3の5とし、同条の次に2条を加える改正規定（付則第14条の3の4を付則第14条の3の5とする部分を除く。）ならびに付則第6項および第9項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に掲げる規定の施行の日
(県民税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがある場合を除き、この条例による改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 付則第1項第1号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例（第5項において「9年1月新条例」という。）第21条の2第2項および付則第5条の5の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和9年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第23条の3の2第2項の規定は、付則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第23条の3の2第2項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の滋賀県税条例第23条の3の2第2項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 5 9年1月新条例付則第5条の4の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）もしくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅および同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）もしくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等または当該特例増改築等に係る部分に限る。）または同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）もしくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）もしくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）または同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 6 付則第1項第7号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例付則第5条の5の規定は、同号

に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、同日の属する年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 7 新条例付則第13条の2第4項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第13条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 8 付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から同項第4号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例付則第13条の2第4項の適用については、同項中「地すべり等防止法」とあるのは「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」と、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」とあるのは「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」と、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」とあるのは「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」とする。
- 9 新条例付則第14条の3の6および付則第14条の3の7の規定は、付則第1項第7号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
(地方消費税に関する経過措置)
- 10 新条例第38条の16の4の規定は、付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に事業者が行う同条に規定する資産の譲渡に係る地方消費税について適用する。
(不動産取得税に関する経過措置)
- 11 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 12 新条例第39条の2第1項の規定は、付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 13 新条例第39条の12第1項の規定は、付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 14 新条例付則第8条第6項の規定は、付則第1項第5号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 15 新条例付則第8条第7項の規定は、付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。